税務調査 事前通知チェック表

<2013年1月以降の調査から適用>

国税通則法が「改正」され事前通知が法律に明記されました。税務調査を行う場合、事前に通知することが原則です。ただし事前に通知をせずに着手する例外も法律化されています。「事前通知が原則」ですから、あわてず落ち着いて対応しましょう。

原則		事前通知	あり				例外	事前	前通知なし	-	裏面	
)「書面で通知して)どうしても口頭で)「メモしますのでク	査担当者から納税者に10項目が通知されます。 書面で通知していただけませんか」と聞いてください。 うしても口頭で通知するということであれば、下のチェックシートに記入します。 ドモしますので少しお待ちください」とゆっくり対応してください。 知事項が一つでも欠けると、調査ができなくなる場合があります。読み直して確認します。										
	調査官(担当	省者)の 所属官	署と氏名									
1	税務署 部門 国税局 課						氏名					
	(注)複数でくる場合も、代表の1人だけ 最後に何人でくるのか、必ず聞い				すれば	ぎよいこ	ことにな	つていま	す。	外	人	
4	調査を受ける者(調査対象者)の 氏名・名称と住所											
	2 氏名											
	自											
	調査日時 (都合が悪ければ変更できます) ・・・・・ チェック欄 5 に関連											
٥	月	目	時		調査分 示さ	至の期 いれたり		月	日まで		日間	
4	調査場所	(都合が悪い	ければ変勇	 できま	(す)	•••	・・ チ	エック欄	5 に関う	車		
5	5 調査日と訓	調査日と調査場所は、合理的理由があれば変更を協議するというの説明 有・無										
6	弱 調査の目的	調査の目的(理由)				2						
,		調査の対象となる税目(なに税か)										
	7	税			税			移	į		税	
,	調査の対象期間 (年分または年度(期))											
8		年分•期 7						年分・期 までの			年 分	
ç	調査の対象となる帳簿書類や物件 (具体的に聞きとって記述してください)											
	1	2		3			@	1)		5		
1		通知事項以外に非違が疑われることとなった事項は、 改めて通知しなくても質問検査できるという 説明										

税務署から突然調査に来訪されることがありますので、よく読んでおいてください。

例 事前通知なしに来所した場合 外 (いわゆる無予告調査) 表面から

税務調査は、強制調査ではなく、あくまでも任意調査ですから、あわてずに対応しましょう。 納税者本人の「明確な承諾」がなければ、勝手に家や部屋の中、タンスやバッグを開けたりはできません。

- 1 まずは、「いま都合がつかないので、日を改めてきてください。」と、きっぱり断り、中に入れないでください。 * あいまいな返事は、「承諾」があったとゴリ押しされかねません。 ただし、「調査を拒否する」とは言わないでください。
- 2 つぎに、すぐ班や支部の役員、民商に連絡してください

→ あらかじめ連絡先を確認しておきましょう 電話番号 - -

- 3 連絡を受けて、○○が対応します。 班や支部で話し合って行動してください。
 - * 1~3 は、法律の施行(2013年1月から)に関係なく、いつでも、これで対応してください。

税務署長の判断を具体的に説明させることが重要です。

取引先や銀行に対する「反面調査」の場合は、事前通知を義務付けていません。 取引先などに調査が行われていることがわかった場合は、すぐ民商に連絡してください。